

裾野産業振興のための日越ものづくりパートナーシップ

国際統合深化の時代におけるベトナムの競争力強化をめざして*

大野 健一
ベトナム開発フォーラム
2008年8月22日改訂

第1部 ビジョンと目的

国際統合が深化するなかで、生き残りのため、あるいは輸入品・グローバル企業と競争していくために、ベトナムは自国企業の能力を大幅に高める必要に迫られている。これまでは経済自由化、対外開放、外資の大量流入などにより量的拡大が実現された。だがこれからは、WTO 義務の履行や 2018 年の AFTA 自由化の完全遂行が現地企業に厳しい試練となるであろう。もし現地企業の技術・経営能力が現在のままにとどまれば、厳しい競争圧力の中で彼らの多くは縮小ないし閉鎖に追い込まれる可能性が高く、ベトナムは外資企業優位のもとで低価値商品生産国として固定化されてしまう。

2020 年の工業化・近代化という国家ビジョンは、価値の乏しい単純組立やコピー生産の拡張ではなく、国内価値創造と高技能製造業によって達成されなければならない。この目的を達成するために、ベトナムは新たな製造業モデルへとシフトせねばならないのである。

ベトナム現地製造業の能力向上のために、我々は「ものづくり」に関する日越二国間の戦略的パートナーシップを提言する。対象セクターは、日本が強い比較優位を有する輸送機械、電子電機、精密機械である¹。ものづくりとは、一定の組織と実施形態を特徴とする製造業をさす日本語である。その特徴とは、企業内技能蓄積、高性能の追求、QCD（品質・コスト・納期）要求、セットメーカーとサプライヤ間の長期にわたる信頼と協力、安全・環境・知財基準の厳格な遵守などである。

ものづくりの精神と方法を日本からベトナムに伝えることにより、ベトナムは製造業の能力を高め自国製品を差別化でき、いっぽう日本はものづくりを共に行える信頼すべき途上国パートナーを得ることができる。このパートナーシップを成功させるには、日本はものづくりに関連する技術移転をベトナムに対して強かに推し進める必要があり、ベトナムは国家のトップ・プライオリティーとしてその技術を真剣に学び吸収する決意が必要である。

1. ベトナムが直面する課題

過去十年にベトナムは成長、制度改革、国際統合の面で好成績をあげてきたにもかかわらず、国内製造業の能力は大きく向上してはいない。1990 年代半ば以来、製造業輸出構造はほとんど変わっていないのであって、原材料・部品を大部分輸入に頼りながら労働集約的な製品

* 本稿は、VCCI の 2008 年 5 月 18 日付提案書間および日本政府関係者・専門家との一連の討議に基づき、VDF の大野健一が起草した。文責はすべて大野に帰属する。

¹ これには二輪車・四輪車、家庭用電子製品・白物家電（冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど）、AV 製品、コンピュータ・コピー機・その他のオフィス機器、携帯電話等の情報通信機器、デジカメ・ビデオカメラ、精密機械に属する工業機械などが含まれる。

を生産している。ハイクオリティーの製品は外資企業が担当し、現地企業の製品はおおむね国内の汎用品市場に供給されるだけである。ローカルサプライヤの品質・信頼性・やる気の低さに対する外資企業の不満の声も続いている。マネジメント、品質管理、マーケティング、金融、労働の質についての問題もなくなるらない。

ベトナムは世界市場・地域市場への統合の最終段階にある。AFTA、WTO、他の自由貿易協定へのコミットメントが実施に移されねばならない。とりわけ ASEAN 製品に対する輸入保護を 2018 年に完全撤廃することは、ASEAN が自動車・電子などの日本製品の一大供給基地であることを考えると、ベトナムにとり深刻な試練となるであろう。今まで以上のコスト削減ができなければ、日本企業はベトナムで操業を続けるよりも周辺国で生産された自社製品を輸入せざるをえない状況に追い込まれることが考えられる。もし自動車や電子などの重要品目をほとんどすべて輸入に頼ることになれば、国際収支の大きな赤字圧力とならざるをえない。

さらに、労働市場では賃金圧力が顕在化しつつある。もし賃金や他のコストが上昇し続けるならば、ベトナムはもはや低コストの直接投資受入国とはなりえないし「チャイナ・プラス・ワン」の受け皿としての地位も返上せねばならない。その結果、直接投資はよりコストの低い国へとシフトするであろう。これを回避する一つの方策は為替減価により低賃金国の地位を守ることであるが、より望ましい対策は、生産コストの上昇以上の生産性の伸びを実現し、投資家をひきつけ続けることである。

「中所得のトラップ」あるいは単純労働製造業への後退を避けるために、ベトナムは製造業に対する新しいアプローチを打ち出し、それが大きなインパクトをもつよう努力する必要がある。日本とパートナーシップを組むことは、現地製造業の能力をより高いレベルへと引き上げる絶好の機会を提供するに違いない。

2. 日本が直面する課題

日本は製造業の高い技術を持っているが、人口の少子高齢化にみまわれている。1947～49 年生まれの経験を積んだ大量の経営者や技術者が、2007 年より退職期を迎えている。いっぽう、彼らの技能・経験を受け継ごうとする若い労働者が不足している。この状況は時がたつにつれ悪化すると予想されている。もし何の対策もとられなければ、日本のものづくり伝統は永遠に失われるかもしれない。この伝統を守りさらに発展させるために、日本政府は国内・海外双方の人材をターゲットとして、技能・経験の受け皿を育てようとしている。

また日本の賃金水準はきわめて高く、他方グローバル市場で激しい競争にさらされている日本企業はつねにコスト削減要求を受けている。その結果、労働集約的なものづくり過程はもはや日本国内で競争力を持ちえず、より賃金の低い途上国へと移転する必要にみまわれている。資本集約的な過程は国内に残し労働集約的な過程は海外移転するといった国際分業を適切に実施しないかぎり、日本の製造業は品質とコストを同時達成することはできない。だが日本は適当なものづくりパートナーを国外にまだ見出していない。タイやマレーシアは確かに製造業能力を高めつつあるが、彼らは多くの日本企業が要求するレベルにまだ達していない。

勤勉な労働力を擁し東アジアの真ん中に位置するベトナムは、潜在的には日本にとってきわめて魅力的な製造業パートナーとなりうる国である。これは、ベトナムで活動する日系企業や日本人専門家のほぼ一致した評価である。しかし政府の政策と企業経営者の質が悪いため、現在のところ日本はベトナムをそのようなパートナーとして選ぶことができない。

3. ものづくりパートナーシップ

これらの問題を解決するため、日越両国は二国間関係を新たなレベルに高めるべく、補完性と相互利益に基づく戦略的パートナーシップを築くべきである。日本はベトナムを新興のものづくりパートナーとみなし、この目標を達成するために必要な支援を惜しむべきではない。一方、ベトナムは日本を技能中心の新しい製造業モデルの情報源とみなし、ものづくりの技能・知識を貪欲に採用すべきである（ベトナムの現状に合わせた修正は許される）。

この戦略的パートナーシップは、両国の最高レベルの政治リーダーによって強力にコミットかつ支持され、また適切な文書の中に具体化されねばならない。ベトナムは、国家開発戦略の中でこのパートナーシップの重要性を謳い、日本はその対越経済協力戦略のなかに同様の位置づけを行うべきである。

日越ものづくりパートナーシップは以下の目標をめざして、日本側とベトナム側、および政府と民間の積極的な参加・貢献を求める。

- (1) 考え方のリセット——現在、ベトナム人経営者は新技術導入や外資バイヤーへのアプローチにおいて受身的であり躊躇が多い。ベトナム人ワーカーは自己の技能向上や経験の蓄積に対してあまり熱意が感じられず長期志向でもない。これらの態度は改められねばならない。製造業には重要性和誇りが与えられるべきである。このためにシステムチックな国家的キャンペーンが望まれる。
- (2) 技術移転と能力構築——現地能力の構築には裾野産業と工業人材が決定的に重要である（以下参照）。5S、カイゼン、生産管理といった基礎知識に属することは、学校やセンターで大いに教えられべきである。いっぽう個別工場の診断や特許技術は適正な価格で提供されなければならない。政策、援助、企業からの貢献を通じて、技術移転を加速するためのメカニズムを設置すべきである。
- (3) 国際基準へのコミットメント——当初から、日越ものづくりパートナーシップは製品の品質、安全、環境、知財に関する国際基準を遵守すべきである。これにより、世界のどのマーケットでも製品競争力を持つことができる。
- (4) グローバル・バリュー・チェーンにおけるポジショニング——日本およびベトナムは、高度な技術労働を用いる製造業製品・部品に特化すべきであり、それ以外の投入やサービスはアウトソースすべきである。最終的に生産・投資計画を決定するのはビジネスだが、日越政府はビジネスとの対話を通じて、民間ダイナミズムを支援するための施策を打ち出さねばならない。
- (5) 政策策定方法の改革——ベトナムは産業政策策定方法を大幅に改善して、企業ニーズや市場変化へのクイックレスポンス、およびここで提案している日越ものづくりパートナーシップの効果的実施を可能にせねばならない。
- (6) 非排除性——ここで提案するのは二国間パートナーシップであるが、それが生み出すいかなる便益も、国籍を問わずすべての企業に与えられる。そうした「ただ乗り」を許容することによって、本パートナーシップは Win-Win-Win の状況をつくりだすことができる（ベトナムの利益、日本の利益、他国の利益）。

さらにベトナムは、日本以外のいずれの製造業モデルを採択することも自由である。日本モデルは排他的あるいは無条件に強制されるものではない。

4. 裾野産業の重要性

裾野産業振興は日越ものづくりパートナーシップのビジョンを実現するための必要条件であり、その重要な第一歩である。「裾野産業 (supporting industries)」とは、ある国で操業する組立て型製造業のセットメーカーに部品を供給する複数階層からなるその国内の企業群をさす。この用語を初めて公式に用いたのは、日本の通商産業省の『経済協力白書』1985年版である。その意図は、1980年代に日系企業のASEAN進出が急速に進むなかで、同地域にはそのような企業活動が見られないということを指摘するためであった。

機械組立て型製品の典型的な価値構成においては、部品が大部分(80-90%程度)を占め、労働集約的組立ての価値は比較的小さい(5-10%程度)。ゆえに国際競争力を維持するためには、ムラのないQCDを提供できる部品サプライヤへの容易なアクセスが不可欠となる。強力な裾野産業がない場合にはアセンブラ企業は多くの部品を輸入に頼ることになるが、それでは国際輸送費と長い生産リードタイムをこうむることになり、サプライヤにめぐまれた他国のライバル企業との競争に負けてしまう。

裾野産業が未発達な国では、コスト高のためにアセンブラは生産を拡張することができない。だがアセンブラが小規模にとどまれば、小注文では部品コストを下げられないので、サプライヤを呼んできたり現地企業を育成することはできない。これが工業化の初期段階に見られる悪循環であり、この状況は、アセンブラとサプライヤを多数かつ同時に誘致するための強力な政策イニシャティブなしには突破できないのである。これが、ASEAN4諸国が何十年もの工業化努力の末にたどり着いた現実である。

裾野産業の範囲は、その時々政策目的に即して戦略的に決めてよい。日越ものづくりパートナーシップを通じてベトナムの製造業能力を向上させるといふ我々の目的に即して考える場合、目標とすべき分野は、先に言及した業種に提供される「金属部品およびその加工」と「プラスチック部品およびその加工」とすることができよう²。

より具体的に述べれば、次のようになる。

部品——機械製品の金属・プラスチック部品、電装品、ねじ・ナット・ボルト・ばね
加工——金型の製造・補修、プレス、鋳造、鍛造、マシニング、めっき、塗装、熱処理

ターゲット企業には外資企業とベトナム企業の双方が含まれる。そのいずれが重要かは該当する業種、部品、過程ごとに異なるであろう。外資企業に対しては、明確な工業戦略のもとに、その実現に資する外資を呼び込むための誘致活動をせねばならない。現地企業に対しては、向上への強い意思と潜在力を示す企業を選別したうえで、成果をモニターしながら集中的かつ選択的に支援を行う必要がある。

外資企業・現地企業を問わず、工業人材は裾野産業育成にとって最も重要な横断的要素である。それは①トップ経営者、②中間管理者・技術者、③ワーカーの3種に大別される。これ

² 脚注1を見よ。もし必要ならば、機械製品に向けられたゴム・ガラス・セラミック・布帛・その他の材質の部品を含んでもよい。

らすべてが支援対象となるべきであり、とりわけ①と②が肝要である。このほか企業によっては資金および設備に対する支援が必要となる。

第2部 アクションプランの具体的内容に関する提案

以下は、ベトナムの裾野産業育成アクションプランの具体化作業に資するために、何人かの日本人専門家の予備的考察をまとめたものである。それらは上記作業への初期インプットであり、ゆえにこれからの日越双方の関係者の協議により改定されてゆくべきものである。

裾野産業育成は中小企業育成と重なる部分もあるが、両者は同じものではない。今回のアクションプランは、ベトナムの工業競争力向上のための裾野産業強化を目的とするものであり、所得・雇用の創出を目的としたあらゆる中小企業の支援を意図するものではない。

ASEAN4 諸国は裾野産業ないし中小企業を長らく振興してきた。また日本は彼らの努力を数多くの技術・資金支援プログラムを通じて援助してきた。各国の政策メニューは似通っているが、成果の有無は政治的意志、経済環境、具体的な政策デザイン、実施における調整・モニタリングなどによって異なってくるようである。ベトナムが採用すべき政策メニューもこれらの国のメニューと重なるものであろう。

以下の表は、ASEAN4 の経験およびベトナムにおける最近の議論を踏まえたうえで、ベトナムが採用しうる政策項目を列挙したものである。すべての政策を同時に実施することは困難であるから選択と集中、順序付け、調整などが必要となろう。

政策分野	アクション
1. 能力構築（個別企業向け）	<ul style="list-style-type: none"> - 診断士制度 - 経営・技術のための支援 - 退職した日本人技術者の大量動員 - 特定分野の集中支援（金型など） - 優秀なサプライヤの表彰、広報、集中支援
2. 人材育成（一般的・組織的）	<ul style="list-style-type: none"> - 経営・技術のためのセンターやプログラム - 退職した日本人技術者の大量動員 - 外資企業と現地大学・センターとの産学連携 - ものづくり学校（将来は大学） - 工業マイスター表彰制度
3. 金融	<ul style="list-style-type: none"> - 信用保証制度 - 中小企業金融機関 - ツー・ステップ・ローン
4. インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> - 税金・関税の減免 - 指定された活動に対する補助金・融資
5. リンケージ	<ul style="list-style-type: none"> - データベース、外資＝現地マッチング・サービス - アンカー＝ベンダーのリンケージプログラム - 部品工業会、企業勉強会 - 展示会、逆見本市 - 台湾系サプライヤとのリンケージ（二輪、電子） - ハノイ・ホーチミン市間の物流改善
6. 外資誘致	<ul style="list-style-type: none"> - 工業クラスターの戦略的設置 - 工業団地、貸し工場

	<ul style="list-style-type: none"> - 物流とインフラの改善 - 特定の業種・企業をターゲットとする誘致活動
7. 政策枠組	<ul style="list-style-type: none"> - 裾野産業マスタープラン - 中小企業法 - 中小企業省 - 業界団体、業種別研究所 - 品質基準、試験センター

以下、短期とは2009年末まで、中期とは2013年まで、長期とは2020年までをさす。

なおアクションプランを有効に実施するためには、ベトナムの工業化にとっての「ものづくり」や「裾野産業」の重要性を国民が広く認識することが重要である。ベトナム政府の主導により、そうした意識改革キャンペーンが別途強力に実施されることが望まれる。

1. 能力構築（個別企業向け）

ものづくりのノウハウをベトナムに移転するためには、日本人がベトナムに赴き、ベトナム人が日本に赴き、技能を身につけたベトナム人が他のベトナム人を教え、しかもそれらが大きなインパクトを持つ規模で長期間行われる必要がある。そのための制度的核としてベトナムに中小企業経営診断士制度を創設し、技術振興指導員・経営改善指導員の人材育成を図る。また日本人技能者の大量動員メカニズムを立ち上げ、さらにベトナム人が日本で教育研修を受ける仕組みをスケールアップする。以上に際しては、日越双方が鋭意努力しともに貢献することが重要であることはいうまでもない。

<短期>

- 近い将来ベトナム裾野産業に要請される能力・分野のニーズ調査。
- ベトナムの現状に即した診断士制度構築のためのプログラムデザイン、組織、ロードマップの決定。
- 日本人技術者（現役・退職者）の大量動員メカニズムの策定。
- ベトナム人の日本（日本企業）における教育研修拡充のための施策決定。

<中期>

- 日本人技術者の大量動員の実施。
- 日本（日本企業）におけるベトナム人の教育研修拡充。
- 中小企業指導員（技術振興指導員・経営改善指導員）の育成。
- 中小企業経営診断士制度の創設、活動開始。
- 品質基準・テストセンターの創設、増設、強化。
- 難易度の高い部品・処理工程を外資企業からベトナム企業へと徐々に移管するプログラムの立案と実施。
- 現地企業への技術導入を目的とする企業マッチング、補助金、設備投資ファイナンスの強化。

<長期>

- 中小企業経営診断士を核とする制度全体の拡充。ファイナンス・技術支援・リンケージ・データベースとの連携をさらに強化する。

2. 人材育成（一般的、組織的）

工学系学生および企業従業員のレベルを質・量ともに高めることは、外資企業・現地企業のいずれにとっても重要な課題である。彼らの教育訓練プログラムを改善するには、企業のニーズを正確に把握し、それに応える人材を供給することを最大目的としてカリキュラム、教員研修、設備などの改善・増強が行われなければならない。そのためには、企業と教育機関の密接な連携を可能にする仕組みが必要である。

<短期> 学生の教育

- 教育訓練機関の現状把握（各レベル教育機関の役割確認、卒業生の技術レベル・就職状況調査など）。
- 各機関の教育カリキュラムのレビュー・問題抽出。
- 裾野産業育成のための人材ニーズ調査（どのレベル・分野を重点化すべきか）。
- 技術者教育の国際的な相互認定（Washington Accord）の調査。

<短期> 企業従業員の研修

- 研修実施機関のマッピング（MPI、MOIT、MOST、MOLISA、VJCC、地方省、VCCI など）。
- ベトナム政府研修プログラム・研修実施体制の確認（含 Decision 143 等の法令文書）。
- 裾野産業育成のために重視すべき研修機関の特定。
- 既存の研修プログラムのレビュー・問題抽出（生産技術、生産・品質管理、経営管理、財務管理などの分野ごとに）。

<中期> 学生の教育

- 人材育成政策メカニズムの強化（MOET、MOIT、MOLISA 等の協調）。
- 教育カリキュラムの改善（日系企業の参画を得て）。
- 教員研修、教育施設の充実、教育機関間の連携促進。
- 日系企業への視察・インターンシッププログラム、技能競技会、卒業生の就職斡旋。
- 外資企業と大学の産学連携プログラムの構築。
- 日本人技術者の大量動員（1と共通）。

<中期> 企業従業員の研修

- 研修カリキュラムの改善（日系企業の参画を得て）。
- 講師の育成・研修。
- 企業従業員研修の実施・規模拡大（含む現場指導）。
- リンケージ活動との連携（有望企業に対し研修参加を勧める、現場指導を行うなど）。
- 外資企業と訓練センターの産学連携プログラムの構築。
- 日本人技術者の大量動員（1と共通）。

<長期>

- 技能検定制度・工業マイスター表彰制度の導入。
- 技能者教育の国際的な相互認定（Washington Accord）への加盟。
- 中小企業大学（ものづくり大学）設立の検討。

3. 金融

ベトナムでは、補助金・信用保証・ツーステップローンなどに支えられた民間金融機関が中小企業金融の柱となることが企図されているが、その試みはまだ緒についたばかりである。

一般に中小企業融資は経営・技術の未熟、財務情報・審査能力の欠如、担保問題など多くの困難を抱えており、これらを解決するための制度設計・工夫の積み重ねが求められる。ここでは、中小企業金融全般の政策を強化すると同時に、裾野産業への優遇措置を組み込むことが提案される。

<短期>

- 裾野産業向け金融サービスの強化（銀行における裾野支援部署の設置、裾野産業・個別企業の分析・審査支援、Asset Based Lending のノウハウ向上）。
- 銀行による裾野産業クラスター支援、金融インフラ施策への提言・コミットメント。
- SMEFP3（JBIC ツーステップローン）を通じた日系・現地企業のマッチング、日系企業等との取引情報のフォーマット作成、それに基づく優遇融資。
- 信用保証基金（CGF）強化（海外先進事例の調査、信用保険制度の創設・ガイドライン布告）。

<中期・長期>

- 信用保証基金の活用促進（補助金による低金利の制度金融の制度化）。
- 非不動産担保の利用促進（売掛債権担保融資、担保権執行迅速化、ノンバンク・リースの活用）。
- 銀行融資条件の適正化（バーゼル II 対応へのロードマップ、財務情報・倒産実績・資産査定などに関する銀行間の共同データベース作成）。
- 会計事務所や企業診断士のチェックを受けた財務諸表あるいは技術指導認定などに対する優遇融資商品の開発。

4. インセンティブ

裾野関連の生産投資および教育訓練に対し、東アジアの近隣国と比較して競争的かつ妥当なレベル（過剰でも過小でもない）の優遇措置を早期に打ち出すべきである。その際には、対象企業・対象活動が明確に定義されなければならない。

<短期>

- 優遇措置の対象となる「裾野産業」の定義確定。
- 税制・関税・補助金にかんする優遇措置の決定。たとえば、法人税減免（黒字年より6年間免税（10%とする）など）、関連設備の関税免除、関連教育訓練への補助金、日本人技術者渡航に対するワークパミット免除・補助金など。

<中期>

- 決定された優遇措置の早期実施（できるだけ前倒しで、2010年など）。
- 投資セミナー等において対象案件の広報・誘致を積極的に行う。

<長期>

- 優遇措置の継続。政策成果や競争国の状況に応じて優遇措置の調整も検討。

5. リンケージ

タイの BUILD・NSDP やマレーシアの VDP・ILP など³先行国の成功例や失敗例を参照しながら、外資企業と現地企業の生産連携を強化するための新制度をデザインする。そのためには、両者間の認識・情報ギャップを埋める努力、データベース・ディレクトリ、有望現地企業の選定メカニズム、彼らに対する集中支援、業界団体・見本市の強化などの複数措置が密接に補完連携しあう必要がある。

<短期>

- 各種の既存情報に基づく有望現地企業のリスト作成（データベースの準備作業）。
- 優良現地企業の表彰、冊子出版、広報。
- 新リンケージプログラムの立案（対象企業、支援内容、組織、ロードマップ）。
- 既存 DB や国際経験に基づく、データベースの仕様決定。

<中期>

- さらなるサプライヤ情報整備、有望現地企業の追加発掘。
- データベースの作成・公開（できるだけ前倒しで）。
- 優良現地企業の表彰・広報の制度化。
- 有望現地企業への技術指導の拡充。
- 業界団体立ち上げ支援。部品工業会、企業勉強会、業種別研究所などの支援。
- 第三国の調達企業・サプライヤを裾野産業支援体制にとりこむ（たとえば台湾の電子・二輪など）。

<通期継続>

- マッチング円滑化指導（対日ビジネス心得、売り込み方法、意識改革、フォローアップ、成功事例）
- マッチング機会提供（逆見本市、一般展示会、個別商談会、日系企業見学会、日本からのミッション受入れ、TAG による個別マッチング）

6. 外資誘致

裾野産業の急速かつ健全な発展のためには、ベトナムの現地サプライヤとベトナムに投資する外資サプライヤが共に重要な役割を果たす必要がある。これら二種のサプライヤの適切な棲み分けとウエイトは、個別業種・品目、要求される技術難易度、時間スコープによって異なってくる。両者の役割についての明確な共通理解を打ち立てた上で、それぞれの誘致策・育成策を効果的に実施する必要がある。

<短期>

- 裾野産業の重要性についての啓蒙活動展開。
- ベトナム裾野産業の実態の再確認。
- 優先分野および外資・現地企業の棲み分けの明確化。それにもとづく外資誘致策と現地育成策をそれぞれ策定。
- 周知活動の展開。外資企業に対しては投資セミナー等で部品製造誘致分野につき説明し、現地企業に対してはセミナー・冊子・広告等を通じて宣伝する。
- 工業クラスター戦略の検討・立案。

³ それぞれ以下の略：the Board of Investment (BOI) Unit for Industrial Linkage Development, the National Supplier Development Program, the Vendor Development Program, the Industrial Linkage Program.

- 裾野工業団地の計画準備。小規模土地分譲（5000 平米など）、賃貸標準工場、団地内支援センター（入居企業の総務・経理・人事の共通処理）などを含むこと。

<中期・長期>

- 裾野工業団地の建設・マーケティング実施。
- 裾野産業・裾野工業団地の振興のための戦略的なインフラ・物流改善。
- 工業クラスター戦略の実施。

7. 政策枠組

現在 MPI の ASMED を中心に中小企業振興政策が策定・実施されつつあるが、支援は質・量ともにまだ十分とはいえない。それらを強化すると同時に、中小企業の一部である裾野中小企業の重要性の認知およびその支援のための法制度・政策が整備されなければならない。また現行体制では権限が分散されており、強力で一貫した中小企業政策を打ち出しにくい。将来的には、国際経験を広く検討したうえで、中小企業振興体制の改編・統合や新省庁創設も議論の対象となりうるであろう。

<短期>

- MPI/ASMED で進行中の Decree 90 改正の完遂（中小企業定義の細分化、政策支援の重点化、地方政府の政策策定支援、信用保証基金、中小企業振興ファンドなどを改正点として含む）。
- 中小企業政策策定・実施に関する日本ないし周辺国への派遣調査。
- 政策目的のための「裾野産業」の範囲確定
- 集中支援対象となる重点分野の決定（たとえば金型、プレス、鋳造、溶接など）。
- ものづくりや裾野産業に対する理解と関心を高めるための政府広報キャンペーンの実施。

<中期>

- 中小企業基本法および中小企業振興法の策定。
- 省庁間連携、官民連携、産学連携の強化のための行動計画の策定と実施。

<長期>

- 中小企業振興を専門とする新政府機関設立（ASMED 改組ないし新設）。
- 裾野産業マスタープランを改定。素材産業育成を含めた裾野産業の一層の充実を図り工業立国をめざす。